

公共施設への太陽光発電設備等導入業務（P P A方式）に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、災害時の避難所等に指定されている公共施設における再生可能エネルギーの創出、平時の温室効果ガスの排出抑制および災害時の電源確保のため、P P A方式による公共施設への太陽光発電設備および蓄電池設備（以下「設備」という。）の導入、運転管理および維持管理を行う事業者を公募型プロポーザル方式により募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 公共施設への太陽光発電設備等導入業務（P P A方式）
- (2) 業務内容 別添「公共施設への太陽光発電設備等導入業務（P P A方式）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 覚書締結日から令和8年3月31日まで

3 実施条件

- (1) 本業務は、事業者による補助金の活用を条件とする。
- (2) 想定する補助金は、令和6年度および令和7年度に公募予定である、環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」とする。なお、当該補助金以外で補助率・補助額が上回る補助金がある場合は、その活用について守山市（以下「市」という。）と協議を行うこと。
- (3) 上記補助金の申請については、事業者が行い、申請書の提出にあたっては、あらかじめ市と協議し、承認を得ること。なお、申請書の作成、提出に係る一切の費用は事業者が負担するものとする。
- (4) 市と事業者は、補助金の申請からP P A方式による設備導入までに係る覚書を交わし、設備導入後に電気受給契約を締結するものとする。
- (5) 業務期間については、補助採択日の都合により、業務期間内に設備の設置が困難であると判断した場合は、延長できるものとする。
- (6) 事業者は、業務期間内に補助金の申請が採択されなかった場合、本事業における事業者としての資格を失うものとする。
- (7) 上記(6)により、事業者が資格を喪失した場合、市による事業者への補償は行わない。

4 実施方式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

公募開始	令和 6 年 6 月 14 日（金）
質問締め切り	6 月 21 日（金）午後 5 時まで
質問回答	6 月 27 日（木）
参加申込書提出期限	7 月 2 日（火）午後 5 時まで
参加資格審査通知	7 月 5 日（金）
提案書等提出期限	7 月 18 日（木）午後 5 時まで
プレゼンテーション実施	7 月下旬
審査結果通知発送	7 月下旬

※プレゼンテーションの日程詳細は、事業者の後日連絡する。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 日本国内に本社または支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力および適切な執行体制を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しない者であること。
- (3) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 23 年告示第 158 号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (4) 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(7) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 過去5年度の期間においてP P A方式による施工実績を3件以上有すること。
(事業実績は公共事業でなくても良い)

(9) 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

イ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

7 費用負担

プロポーザル参加に関する必要な経費は、参加者の負担とする。

8 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により電子メールにて提出すること。なお、必ず電話で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和6年6月21日(金) 午後5時まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市総務部 総務課

電話 077-582-1111 (直通)

電子メール somu@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和 6 年 6 月 27 日 (木) 予定

9 参考とする資料

提案書を作成するにあたり、参考とする資料は以下のとおりとする。

- ・施設一覧【別紙 1】
- ・責任分担表【別紙 2】
- ・位置図【別紙 3】
- ・太陽光設置予定箇所図【別紙 4】
- ・候補施設電気使用量【別紙 5】
- ・施設平面図【別紙 6】
- ・守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務報告書 (抜粋)【別紙 7】
※物部小学校、小津小学校、玉津小学校については調査未実施
- ・対象施設の 30 分値データ【別紙 8】
- ・確認通知書および計画通知書、構造計算書等 (下記「10 資料の閲覧」を参照すること。)

10 資料の閲覧

提案書の作成にあたり、施設資料 (構造計算書等) の閲覧期間を設ける。

(1) 閲覧期間

令和 6 年 6 月 14 日 (金) から令和 6 年 7 月 18 日 (木) まで (土日を除く) のうち、午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く)

※閲覧日については、事前に市と調整すること。

(2) 閲覧場所

守山市役所総務部総務課

(3) 閲覧内容

確認通知書、計画通知書、構造計算書等

(4) 閲覧方法

守山市役所総務部総務課からの持ち出しは不可とし、カメラ等での撮影は可と

する。ただし、撮影した写真データは、本業務以外では使用しないこと。また、閲覧者（撮影者）は3人までとする。

(5) その他

閲覧時において、業務内容等に関する質問は受け付けない。

11 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市財務規則（昭和39年規則第6号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。（発行後3か月以内・写し可・1部ずつ）

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）

イ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）（法人のみ）

ウ 身元証明書（個人のみ）

エ 印鑑証明書

オ 直近年度の国税（法人税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（法人の場合）

カ 直近年度の国税（所得税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（個人の場合）

※1 国税に未納がないことを証する書類は、原則として「その3の2」または「その3の3」。「その3」の場合、消費税および地方消費税のほかに、所得税または法人税の選択が必要。

※2 市町村税の完納証明書は本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に未納がないことを証する書類。

※3 市町村税の完納証明書の書式がない場合は、直近1年分の納税証明書を添付することとし、法人の場合は「法人市町村民税、固定資産税」、個人の場合は「市町村民税、固定資産税」に未納がないことがわかるものとする。

キ 委任状（支店等と取引をする場合）

ク 業務実績表（様式第3号）

(ア) 委託業務契約書および仕様書の写し

(イ) 履行証明書の写し

※ 業務実績表には(ア)または(イ)のいずれかの書類を添付すること。

ケ 配置予定技術者調書（様式第4号）

※守山市入札参加資格登録業者は、イからキの書類は不要です。

(2) 提出期限

令和6年7月2日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「8 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和6年7月5日(金)を目処に電話または電子メールにて通知する。

12 提案書等提出期日および作成方法等

(1) 提出書類

次の様式等について、6部(正本1部、副本5部)およびデータを提出すること。

- ・提案書(様式第5号)
- ・P P A提案単価および電気シミュレーション表(様式第6号)

(2) 共通事項

ア 用紙はA4とする。(A3の用紙による折込は可)

イ 使用するフォント、サイズは任意とする。

ウ 指定した各様式を除く提出書類には、商号または名称、代表者氏名、提案事業者を特定できる文章やロゴマーク等の表現は使用しないこと。

エ 各様式への記入事項は提出日時点について記入すること。各様式への記入事項は提出日時点について記入すること。

(3) 提案書

次に基づき、必要な資料を作成すること。

ア 様式第5号：提案書

(ア)提案書のフォーマットはMicrosoft Office 2013以上(Word・Excel・PowerPoint)を使用すること。

(イ)提案書には次の項目を記載すること。

a 技術提案

- ・導入設備の内容

※導入設備およびその容量等を具体的、かつわかりやすく記載すること。

- ・太陽光発電設備および蓄電池の設備容量ならびに温室効果ガス排出削減量、温室効果ガス排出削減量効果の計測・検証方法
- ・災害等、非常時の利用方法等

- ・本業務の履行にあたり、本市に有益な独自提案

b 実施体制

- ・実施体制、設備導入工程表、事業フローおよび運転期間における維持管理等のスケジュール
- ・市内業者の活用計画
- ・運転中のメンテナンス計画および実施体制など
- ・事業実施中に発生するリスク
- ・事業実施に関する保証

※設備の導入から運転期間中、撤去までに係る全ての保証。

c 電気料金

PPA提案単価および電気シミュレーション表に基いた電気料金の削減額

d その他

- ・施設の雨漏り対策等
- ・施設および他設備等への配慮等

※既設建物およびその空調・換気・水道・電気設備に対する配慮のほか、日影・反射光・輻射熱の影響がある場合にはその対策。

イ 様式6号：PPA提案単価および電気料金シミュレーション表

(ア) PPA提案単価は、共通単価（円/kWh）とし、季別、月別または時間帯別に異なる単価の設定は行わないものとする。

(イ) PPA提案単価およびPPA電力供給量（kwh）は、設置の可否に関わらず対象施設全てに入力すること。

(ウ) PPA設備運転期間は提案する運転期間に関わらず20年間とする。

(エ) 上記(ア)、(イ)、(ウ)は、提案者からの提案を同一条件で比較するための措置であり、実際に設置する施設数、運転期間は、事業者決定後に再度協議する。

ウ 提出書類の綴り方

(ア) 提出書類は、ファイルを用いて、A4判左2穴あけ綴りとする。

ファイルの表紙および背表紙に「公共施設への太陽光発電設備等導入業務（PPA方式）」「法人名」を標記すること。

【ファイル表紙】

公共施設への太陽光発電設備等導入業務
(P P A 方式)
提案書類

法人名 (商号)

【ファイル背表紙】

公共施設への太陽光発電設備等導入業務 (P P A 方式) 提案書類

法人名 (商号)

(1) 提出書類は、1枚目に「公共施設への太陽光発電設備等導入業務 (P P A 方式) 公募型プロポーザル提案書類一覧」を綴ること。

2枚目以降は、上記の提案書類の順に従い、各書類の間に様式番号等を記したインデックスをつけた仕切り紙を入れ書類を綴ること。

※インデックスは、直接提案書類に付けず、必ず仕切り紙に付けること。

(3) 提出期限

令和6年7月18日(木)午後5時まで

(4) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

「8 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(6) 提案書に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担と

する。

13 プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

提案に関するプレゼンテーションおよびヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日時

令和6年7月下旬

※「プレゼンテーションの日程詳細は、事業者に後日連絡する。

(2) 場所

守山市役所

(3) 説明時間

20分以内

(4) 質疑応答

10分程度

(5) プレゼンテーションについて

ア 提案概要について、パワーポイントを用いて説明すること。なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンは市で用意する。

※プレゼンテーション用のデータについては、予め市に送付すること。

イ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。

ウ 提案書の範囲を逸脱した説明や、審査員の質問内容に関わらない発言をしないこと。

エ 参加人数は3名以内とする。(業務責任者となる予定の者は、原則出席すること)

14 審査方法

(1) 事前に定めた審査基準に基づき審査し、候補者および次順位候補者を選定する。

(2) 提案書等を提出された順(受付順)に審査する。

(3) 審査員は5人を予定する。

(4) 書類審査およびプレゼンテーションならびにヒアリング審査を行うものとし、審査委員が各自評価、採点する。

(5) 審査員の評価点の合計が最低基準点(満点の6割)以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補者として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が評価基準点以上となる場合は候補者となる。

(6) 審査は個別に実施し、非公開とする。

(7) 提案書を評価する基準は下表のとおりとする。

No.	評価項目	評価内容	配点	総合点
1	技術提案	・導入設備の内容、設備容量に具体的な提案があるか。	20	100
		・技術提案に具体性・妥当性があり、創出した電力の有効活用ができる内容であるか。	10	
		・二酸化炭素排出量の削減効果が高いか。 ※30点-30点×(最高削減量-削減量)/最高削減量(小数点以下切り捨て)	40	
		・災害等、非常時利用の内容が充実しているか。	20	
		・本業務の履行にあたり、本市に有益な独自提案が示されているか。	10	
2	実施体制	・無理のない実施体制、スケジュール等となっているか。	10	40
		・市内事業者を活用する提案となっているか。	10	
		・明確なメンテナンス計画、実施体制等となっているか。 (定期点検、設備更新計画など)	20	
3	事業実績	・過去5年度のうち、PPA方式による太陽光発電設備施工実績の件数 ※10点×(実績数/最高実績数)(小数点以下切り捨て)	10	10
4	電気料金	・PPA提案単価および電気シミュレーション表に基いた電気料金の削減額 ※40点-40点×(最高削減額-削減額)/最高削減額(小数点以下切り捨て)	40	40
5	その他	・施設の雨漏り対策等、施設および他設備等への配慮等	10	10

15 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知日

令和6年7月下旬

16 覚書および契約締結

事業者の決定後、提案内容の充実を図るため、提案内容に基づき市と事業者が協議し、覚書を締結する。電気受給契約については設備導入後に契約締結するものとする。

なお、事業者と協議が整わない場合や事業者が失格要件に該当した場合には、市は事業者との協議を打ち切り、次点者と交渉するものとする。

17 提案書等の取扱い

- (1) 提案書の提出は1者につき1案とする。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

18 情報公開および提供

審査の結果については、市のホームページ上で公表する。公表する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された提案書等について、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

19 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用および補助金の申請書の作成、提出に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

(5) 著作権等の権利

提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、市は候補者に選定された者が作成した提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

20 問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市 総務部総務課 担当：尾崎

電話 077-582-1111（直通） FAX 077-582-0539

電子メール somu@city.moriyama.lg.jp